



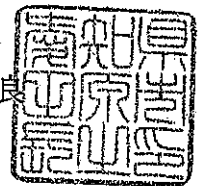
公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定に基づき、公募型プロポーザル方式による随意契約を行うので、次のとおり公告する。

本工事に係る予算は令和4年第4回定例会（令和4年12月）の議決を予定している。本工事に係る予算が可決・成立しない場合は、契約手続及び本工事の執行は行わない。また、予算の減額があった場合には、発注仕様書等を変更することがある。

令和4年10月7日

田原市長 山下 政



1 応募に付する事項

- (1) 工事名 田原市ごみ中継施設整備工事
- (2) 工事場所 田原市緑が浜地内
- (3) 契約期間 契約日の翌日から令和7年3月14日まで
- (4) 施設規模 50 t / 日（可燃ごみ 約40 t / 日）
（生ごみ 約10 t / 日）

(5) 事業内容

田原市ごみ中継施設の実施設計、施工（一式）

(6) 見積限度額

1,625,027,800円（消費税及び地方消費税込み）

上記金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

見積書を提出する際は、この金額を超えてはならない。

2 応募に必要な資格に関する事項

ア プロポーザル参加者は、単独企業であること。

イ プロポーザル参加者は、当該本店、支店、営業所等が田原市への入札参加資格の登録をしていること。

ウ プロポーザル参加者は、建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1に掲げる建設工事の種類のうち、「清掃施設工事」について、同法に基づく特定建設業の許可を受けていること。

エ プロポーザル参加者は「清掃施設工事」について、建設業法第27条の23の規定による経営事項審査の結果の総合評定値が、800点以上であること（プロポーザル参加表明書の提出日に有効期限内であること。）。

オ プロポーザル参加者は、建設業法第26条に定める主任技術者又は監理技術者を、工事着手届の提出後、専任かつ常駐で配置すること。なお、配置する主任技術者又は監理技術者については、プロポーザル参加表明書の受付日から起算して過去3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

カ 主任技術者又は監理技術者は、建設業法第7条第1号又は同第15条第1号の規定による経營業務の管理責任者及び建設業法第7条第2号又は同第15条第2号の規定による営業所の専任技術者でないものであること。

- キ プロポーザル参加者は、官公庁（一部事務組合、広域連合等を含む。）発注のごみ中継施設又は清掃施設工事の施工の実績を有していること。なお、当該実績は、参加表明書の受付日から起算して過去10年間に竣工したもので、元請負人として受注し、かつ一つの契約によりなされたものであること。なお、特定建設工事共同企業体としての工事实績については、代表企業としての実績に限る。
- ク 資格者名簿に登録されており、入札参加資格者登録申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- ケ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
- コ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申立てを行っている者でないこと。
- サ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行っている者でないこと。
- シ 本件に係る公告日から請負契約を締結するまでの間に、田原市工事請負契約等に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止を受けている者でないこと。
- ス 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は当該業務への参加表明前6か月以内に手形、小切手の不渡りを出した者でないこと。
- セ 田原市暴力団排除条例（平成23年条例第1号）に規定する暴力団等でないこと。
- ソ 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分を受けている者でないこと。

タ 本市の発注支援業務等を受託している者と資本面あるいは人事面において関連がある者でないこと。なお、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、または、その出資の総額の100分の20を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

3 実施方法

「田原市ごみ中継施設整備工事公募型プロポーザル実施要領書」、「発注仕様書」「優先交渉権者決定基準書」及び「提案様式集」（以下「実施要領書等」という。）のとおりとする。

4 実施要領書等の入手方法

田原市公式ホームページに掲載する。

5 プロポーザル参加表明書等の受付（第一次審査）

(1) 提出期間

令和4年10月27日（木）から11月2日（水）まで

(2) 提出先

9に同じ

6 技術提案書類の受付（第二次審査）

(1) 提出期間

令和4年11月7日（月）から11月25日（金）まで

(2) 提出先

9に同じ

7 優先交渉権者の選定方法

「優先交渉権者決定基準書」のとおりとする。

8 契約保証金

本契約の締結にあたっては、契約金額の100分の10以上の額の契約の保証を必要とする。ただし、田原市財務規則（昭和41年田原町規則第1号）第127条各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除とする。

9 担当窓口

市民環境部 廃棄物対策課 資源循環係

〒441-3492

愛知県田原市田原町南番場30番地1（田原市役所南庁舎2階）

TEL：0531-23-3538（直通）

FAX：0531-23-1832

メール：haikibutsu@city.tahara.aichi.jp